

ニーオルスン基地利用規約

国立極地研究所（以下「研究所」という。）および北極観測センター（以下「センター」という。）は、日本人研究者およびその共同研究者がニーオルスン基地（以下「基地」という。）を利用して、調査研究を円滑に実施するために、以下の規約を定める。

法律の適用

1. スバルバル条約の結果、スピッツベルゲン島はノルウェーの統治権下にあり、ニーオルスンは、スバルバルガバナー（*Sysselmannen i Svalbard*）の統治下に置かれる。したがって、ノルウェー国の法律が適用される。
2. 基地は、キングスベイ会社（*Kings Bay AS*、以下「KB」という。）によって所有、管理されている。

ニーオルスンでの研究活動の許可申請

3. 以下のガイドに従って手続きをすること。

[Researchers' Guide | Ny-Ålesund Research Station](#)

<https://nyalesundresearch.no/research-and-monitoring/researchers-guide/>

基地利用申請

4. 基地の利用にあたっては、利用者は観測チームリーダー（以下、「リーダー」という。）を定め、センターに利用申請を行う。リーダーは、観測チーム全体の安全確保に努める。
5. センターは、研究者からの基地申し込みの対応、審査の対応を行う。基地の最終的な使用許可は研究所が行う。
6. 審査では、研究所教職員との共同研究であること、研究活動の内容などを確認する。必要に応じて、センターおよびニーオルスン観測調整会議（*Ny-Ålesund Science Managers Committee : NySMAC*）においてヒアリングをする場合がある。
単独滞在の申請については、申請者の基地利用経験、利用する季節、利用期間等を考慮して、許可しない場合がある。
7. 学生の単独滞在は許可しない。
8. 報道関係者等が共同研究以外の目的で基地を利用することは原則許可しない。
9. リーダーはセンターから利用許可を受けたのち、*RiS (Research in Svalbard)*の Web サイト (<https://www.researchinsvalbard.no/>) で、基地滞在、ロングイヤービンーニーオル

スン間の航空便のほか、必要に応じてホッキョクグマに対する安全講習などの登録をする。

リーダー

10. リーダーは、基地を利用する日本人観測チームの行動、基地内の生活、安全などに注意を払う。
11. リーダーは、定例会議に出席し、他の研究機関や KB との情報交換に務めることを推奨する。定例会議において、滞在中の観測チームで判断できない基地の運営などに関する事柄については、リーダーの考えで決定せず、センターに確認してから回答する。

緊急時の対応

12. 観測チームが何らかの事故等に遭遇した場合、リーダー（または同行者）は、ただちに KB およびセンターに連絡する。KB には watch man が 24 時間体制で勤務しており、連絡先は KB のサービスビルディング内に掲示してある。

研究調査区と環境保全

13. 基地を利用する観測チームの現地における環境保全および他国との調査区については、スバルバル政府への許可申請が必要である。
14. 研究調査区の設定および観測機器の設置は、スバルバル政府への許可申請前にセンターへ相談し、許可を得てから設置する。

野外行動の安全

※野外行動とは、以下 web の POLAR BEARS の項目に記載されている地図の青色区域外での行動とする。

[Safety Issues & Radio Silence » Kings Bay AS](https://w309656-www.website.ci9deaab7.service.one/wp-content/uploads/2021/07/Kart-over-skilllet-mellom-by-og-felt-2.jpg)

<https://w309656-www.website.ci9deaab7.service.one/wp-content/uploads/2021/07/Kart-over-skilllet-mellom-by-og-felt-2.jpg>

15. 野外行動を行うチームメンバーは、KB が実施しているホッキョクグマに対する安全講習を受けることを強く勧める。
16. 野外行動は、原則として 2 人以上で実施されるべきである。単独行動はリーダーとチームの責任によるものとするが、学生のための単独野外行動は許可しない。
17. 野外行動には十分な装備、衣類、非常食、watch man や他のグループと通信可能なトランシーバーを携帯しなくてはならない。
18. 野外行動時には、トランシーバーの電源は常にオンにしておき、FIELD ALERT を受信できるようにしておく。

車両の運用

19. ニーオルスンにおいて車両の使用を希望する観測チームは、事前にセンターに利用申請をする。
20. リーダーは、車両運用の責任者となる。
21. リーダーは、チームメンバーをドライバーとして申請することができる。ドライバーは、適正な運転車両の免許を有し、万一の場合にも責任を取ることができる者とする。
22. ドライバーは車両の使用期間中、watch man と通信可能なトランシーバーを携帯する。
23. ドライバーは車両運行前および終了後、自動車運転日誌に所要事項を記載する。リーダーは、運行終了後に自動車運転日誌に記載した内容をセンターへ報告する。使用中の一切の破損、故障については、当該者の責任において復旧する。
24. 車両の使用期間中に燃料を給油した場合は、リーダーが給油した日付、給油量、燃料の種類をセンターへ報告する。

ライフル銃・信号弾の安全使用・管理

25. ライフル銃の使用は、KB で事前にセーフティーコースを受講し、スバルバル政府と KB から発行される有効な許可証を所持しているものに限られる。
26. ライフル銃・信号弾は、訓練を除いては、接近してきたホッキョクグマをねらい撃つ以外の目的で使用してはならない。
27. ライフル銃・信号弾の使用者は、管理に当たり、リーダーの許可を得て、使用・管理に責任を持つ。使用前および使用後は、使用状況をリーダーに報告する。同時に、使用者名、日時および弾丸の数を記録簿に記載し、ライフル銃・信号弾と弾丸それぞれを基地内にあるセーフティーキャビネットに入れ、適切に管理する。
28. 学生がライフル銃を携帯・使用することは原則として認めない。ただし、リーダーとチームの責任により、当該学生が上記 25. の条件を満たしている場合はこの限りではない。
29. ニーオルスンのセーフティーゾーン（ホッキョクグマの標識より内側）や建物に入る際や乗り物に乗る際には、ライフル銃および信号弾から弾丸を抜き取り、ライフル銃はボルトをオープンにしておく。セーフティーゾーンから外に出る際には、ライフル銃および信号弾に弾を込め、ライフルはハーフローディングの状態にする。

ニーオルスン基地の利用

30. 基地常備の消耗品を使用した場合は、使用した品目・数をリーダーがまとめ、センターへ報告する。
31. 基地常備の設備備品が故障・破損した場合は、経緯・状況をリーダーがまとめ、センターへ報告する。使用中の一切の破損、故障については原則当該者の責任において復旧する。
32. 基地内の電話の私的利用は基本的に認めない。使用した際には、使用日時、通話時間

を通話記録簿に記入し、リーダーに報告する。リーダーは全チームメンバーの通話記録をセンターに報告する。

33. 観測チームは、基地の節電・整理・整頓に努める。

規約の改正

34. 本規約は必要に応じてセンターで検討し、改正を行う。

(改正履歴)

1995年 4月 1日 制定
1999年 11月 22日 改正
2009年 9月 27日 改正
2010年 12月 22日 改正
2013年 3月 22日 改正
2017年 8月 25日 改正
2018年 2月 20日 改正
2019年 5月 8日 改正
2023年 4月 1日 改正
2025年 11月 14日 改正
2026年 2月 24日 改正